

新型コロナウイルス感染症緊急事 態宣言による本校の対応について

政府対策本部により、埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本校では感染拡大防止に向けて様々な対策を講じて参りましたが、今回の発令を受けて更なる全面的な協力体制を学校全体として行うことといたしました。

5月6日まで、原則として休校し、休校中は課題学習による自宅学習を実施します。（※学習準備のため、必要最小限の登校日があります）学生には外出を自粛し、感染拡大防止（マスク着用、手洗い、うがい、健康チェック等）に最大限努めるよう伝え、将来の医療人として自覚と責任をもった行動をするよう求めています。

関係各位の皆様には、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。